

○経済産業省告示第百五十四号
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十四の四の規定に基づき、平成二十七年八月一日付けで次のように同法第三十九条の十一第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十一条の二第二号の規定に基づき公示する。
平成二十七年八月三日
経済産業大臣 宮沢 洋一

登 録 の 区 分	国内登録ガス用品検査機関
一 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号
二 半密閉燃焼式ガストーブ	
三 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	
四 ガスふろバーナー	

（参考）

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）
(2) 東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）
(3) 名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）
(4) 大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

○経済産業省告示第百五十五号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第五十四条第二項において準用する第五十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年八月一日付けで次のように同法第四十七条第一項の登録の更新を行ったので、同法第八十八条第一項第三号の規定に基づき公示する。
平成二十七年八月三日
経済産業大臣 宮沢 洋一

登 録 の 区 分	国内登録検査機関
一 カートリッジガスこんろ	一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号
二 開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器	
三 密閉式のもの及び屋外式のもの以外の液化石油ガス用バーナー付ふろがま	
四 ふろがま	
五 液化石油ガス用ふろバーナー	
六 開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用ストーブ	
七 液化石油ガス用ガス栓	

（参考）

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）
(2) 東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）
(3) 名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）
(4) 大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

○経済産業省告示第百五十六号
消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年八月一日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。
平成二十七年八月三日
経済産業大臣 宮沢 洋一

登 録 の 区 分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

（参考）

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

- 本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）
東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）
名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）
大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

登 録 の 区 分	国内登録検査機関
ライター	一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

（参考）

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

○特許庁告示第十七号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十七年八月三日
特許庁長官 伊藤 仁

- 各号を次のように改める。
一 千三百三十五・フラン 十七万八千四百
二 十五・フラン 二千円
三 二百・フラン 二万六千八百円
四 三百・フラン 四万二千円

附 則
1 この告示は、平成二十七年九月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○北海道開発局告示第百四十三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十七年八月三日
北海道開発局長 本田 幸一

- 一 施行者の名称 北海道
二 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業三・三・百十一号基線通及び三・四・百十号柏木戸磯通
三 事業施行期間 自平成二十七年八月三日至平成三十四年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 北海道恵庭市和光町二丁目、和光町三丁目、和光町四丁目、黄金南一丁目及び戸磯地内
使用の部分 なし